

●香川県選挙管理委員会告示第44号

令和4年7月10日執行の参議院香川県選出議員選挙につき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項ただし書の規定により、日本放送協会又は基幹放送事業者が他の放送事業者において録音し若しくは録画した物又は候補者等（候補者のうち公職選挙法（昭和25年法律第100号）第150条第1項第2号イ若しくは口に掲げる者又は当該候補者となろうとする者に限る。）が録音し若しくは録画した政見で他の放送業者に提出された物を使用する場合における各候補者の政見放送の順序は、同規程第14条第1項本文の規定によりくじで定める各放送事業者における放送の順序によるものとする。

令和4年6月22日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人